

「経済安全保障法制に関する有識者会議」（第15回）議事要旨

1 日時

令和8年1月30日（金）12時30分から14時30分までの間

2 場所

中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

3 出席者

（委員）

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授【座長】
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
兼原 信克	公益財団法人笹川平和財団 理事
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
長澤 健一	高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）

（政府側）

小野田紀美	経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
林 幸宏	内閣府審議官
泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
西山 英将	内閣審議官
早田 豪	内閣審議官
小多 章裕	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （総括・企画担当）

三宅保次郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要物資担当）
佐々木明彦	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定社会基盤役務担当）
大川 龍郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要技術担当）
井上 哲郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特許出願非公開担当）
津田 尊弘	内閣参事官
高橋 文武	内閣参事官

4 議事概要

(1) 小野田大臣冒頭挨拶

- ・ 委員の皆様におかれては、本日も御多用の中、第15回経済安全保障法制に関する有識者会議に御参加いただき、感謝申し上げます。
- ・ 経済安全保障推進法の改正に向け、高市総理から御指示を頂いた昨年11月以降、有識者委員の皆様から、短期間に非常に充実した御議論を頂いた。その間、経済安全保障担当大臣として、事務局とともにスピード感を持って必要な検討を進めてきた。
- ・ 本日の議題は、これまでの御議論を総括した、有識者の皆様からの提言（案）についてである。本日の会議を経て、取りまとめていただく提言は、今後、経済安全保障推進法の改正法案を策定していく上での礎となるのみならず、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれている我が国において、経済安全保障施策を、官民一体で総合的かつ効果的に推進していく際の指針となるものと考えている。
- ・ データセキュリティを始め、より詳細に詰めていくべき論点もあるが、政府としては、委員の皆様の御意見をしっかりと受け止め、引き続き、不断の努力を続けてまいりたい。

(2) 事務局説明（経済安全保障の更なる推進に向けた提言（案））

事務局より、提言（案）（非公表）の内容について説明。

(3) 自由討議（経済安全保障の更なる推進に向けた提言（案））

- 今回取りまとめていただいた提言（案）について賛同したい。小野田大臣を始め、事務局の皆様、取りまとめに御尽力いただいた皆様に敬意を表したい。

議論になっていたシンクタンクについては、様々な事情があるかと思うが、国民目線から見ても統合されているのが自然ではないかと思うため、早期の統合を実現していただきたい。

- 特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置との関係で、役務の提供に必要な物資に係る関税定率法上の不当廉売関税等の職権調査についても、提言（案）の中に含まれているが、こういった施策は必要と考えている。

この点に関連して、経済安全保障推進法自体の問題ではないが、他国が行う不当廉売関税の調査が我が国の経済安全保障に与える影響がないかどうかについても、今後注視していくべきではないか。不当廉売関税の調査については現地調査も可能であるが、これは国際協定上認められており、我が国も他国も相互主義的に調査が可能である。例えば、特定国によって開始された半導体関連の調査によって、我が国の企業が有する経済安全保障上の重要な情報にアクセスされてしまうことは避けるべきであり、今後留意する必要があるのではないか。

- この短期間に、今回の提言（案）について取りまとめていただき、事務局に感謝申し上げます。これまで主に総合科学技術・イノベーション会議で行われている「第7期科学技術・イノベーション基本計画」に向けた議論との関連で発言をしてきたが、「第7期科学技術・イノベーション基本計画」素案で初めて「国家安全保障との有機的連携」という文言を入れることができた。これは、本有識者会議の議論と総合科学技術・イノベーション会議の議論が並行していたがゆえにできたことだと思っており、感謝を申し上げたい。「第7期科学技術・イノベーション基本計画」素案では「重要技術領域」を初めて設定し、一気通貫に支援するという方向性を示している。一気通貫の支援とは、すなわち、人材育成、人づくりから研究者に対するインセンティブ、さらに、研究拠点への支援である。これらは従来、文部科学省だけで実施していたが、安全保障の観点を入れなければいけないということで、初めて「第7期科学技術・イノベーション基本計画」素案に明記された。その意味で、これまでの本有識者会議の議論が反映されたと考えている。
- シンクタンクに関して、幾つかの御意見を他の委員から頂いたが、国民目線からすると、なぜ早く一体化できないのかという指摘は非常によく理解できる。前回も少し議論になったが、この制度設計と、それからそれを支える法整備に至るまでなかなか難しい問題があった。提言（案）には「近い将来機能を統合すべきである。」と記載があるが、個人的には、「早期に統合すべき」という考えを持っていて、それが反映されているため、今回の提言（案）は意義あるものと思っている。
- 提言（案）の大きな方向性について異論はない。特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置について。イノベーションに対する感度が重要である。重要な物資を提供する手法、あるいは役務の手法において、ある手法を指定して経済安全保障上の措置を行うと、その手法に固定化されてしまい、他の手法を探索するようなイノベーションを妨げる可能性があるのではないかと、あるいは海外で他の手法が使われ始めているのに、そうした手法が我が国では使われにくくなるのではないかとといった懸念があるかと思う。そういう意味では、イノベーションに感度ある経済安全保障上の自律性の考え方は重要。
- 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置及び官民協議会に関して、提言（案）の「おわりに」も記載があるが、独占禁止法との整理が必要だと文言を頂いているところ、共有される情報が競争領域に属する場合、独占禁止法に抵触する可能性があるのではないかと民間事業者からの指摘があり得ると思う。単に国内での役所間の調整の問題もあると思うが、他方で、海外展開している企業の場合、見え方によっては、海外競争当局から海外における独占禁止法上の問題として摘発される可能性も恐らく

あるということだと思う。そういう意味で、政府が情報について仲介するかどうかにかかわらず、独占禁止法には抵触しないのだという旨が対外的に明確になっていることが、海外展開している企業の観点からも重要。

- 海外事業の展開支援について。今回、無限定に支援をするのではなく、民間企業単体での進出が難しく、かつ我が国の国益にかなうような波及効果が見込める事業に絞るという考えは、経済安全保障政策として正当性がある。他方で、国家支援は、手法によってはWTO違反と考えられ得るところ、仮に競争相手である海外諸国がWTOを無視してきた際に、「WTOとの整合性に留意する」と今回の提言（案）に記載があるが、展開支援の実効性を狭めることにもなるのではないかと感じている。相手国の行動に合った戦略的な方針を、我が国も取れるようにしておくことが重要。
- 短期間にすばらしい提言（案）を作成していただき、感謝申し上げます。提言（案）自体に異存ないが、特定重要物資の安定供給に関するサプライチェーンについて一言申し上げます。昨今の情勢を踏まえると、中国は完全にレアアースを武器化しているため、事態が緊迫してくると、日本に輸出しているレアアースを全部止めてくるということも考えておかないといけない。2010年の「閩晋漁事件」の後に、一度中国のレアアースの供給が止まり、輸入先を分散し、日本のレアアースの対中依存率を減らしたが、やはり中国のレアアースは安いと、再び依存率が上がっている。万が一の場合に備えて対応をよく考えておかないと、厳しいことになる。よろしく御検討をお願いしたい。
- 経済安全保障上の重要技術領域の選定について、資料1-1にもあるが、国家安全保障に資するか否かということを考えていただきたい。簡単に申し上げると、世界の軍事情勢、世界の軍事的な技術の進展等を念頭に置いて、何が大事かということ発想の原点に置いて考えていかないといけない。「経済安全保障上重要な技術」というだけでは意味や内容が判然としない。サプライチェーン等だけが経済安全保障ではない。国家安全保障と別に経済安全保障があるわけではない。

したがって、世界で鎬を削っている軍事技術の最先端の部分を考えながら、特定重要技術に何を選ぶかを検討していただきたい。その観点で、辞められた自衛隊最高幹部など、現代の戦場をよく知っている方々の話を是非参考にさせていただきたい。

もう一点、非常に心配しているのはAIである。大変な勢いでAIが軍事に関わってきている。最先端は米国で、中国が後を追っている。はっきり申し上げて、日本は非常に遅れをとっている。自衛隊も遅れていると思うが、日本の経済界も遅れてしまっている。中国では「知能化戦争」と言われているが、生成AIも重視していただきたい。
- シンクタンクについて。RIETIはすばらしい組織であり、シンクタンクを運営できる

と思うが、国家安全保障に結びつけるためには、単なるシンクタンクにするのではなく、調査機能、インテリジェンス機能を持たせることが重要。一般的に最先端技術を調べるだけではなく、どういう技術を中国が鵜の目鷹の目で狙っているか、米国は安全保障上の観点から何を研究しているのか、何が将来の戦場を変える重要な技術なのか等の要素を加味した議論が重要。エンジニアの方、技術者の方に多くの知恵を頂くことはすばらしいことだが、組織としてインテリジェンス機能を高めていくことが重要。

- データセキュリティについて。データの話は、前向きに取り組んでいただいております、大変感謝している。ハイパースケールの政府クラウドを作り、政府全体としてプールしたデータを活用できるようにし、そのセキュリティを上げる必要がある。重要インフラを所掌する民間企業も一緒に守る必要がある。サイバーセキュリティについてはこの会議体ではなく、むしろ内閣サイバー官の所管かと思う。今、米国等では、政府全体で、主要なインフラ業者、電気通信業者も一緒に入れた大きな政府クラウドを作っている。日本の民間レベルのセキュリティでは、外国のプロの諜報機関に勝てないため、我が国政府クラウドの作り方についてはよく考えていただきたい。

また、政府クラウドに抱え込んだデータを政府としてどう使うかという観点が抜けている。データを守ることも重要だが、そもそもこのデータドリブンの現代社会においては、政府クラウドに抱え込んでプールしたデータ、凄まじい量のデータを、どう加工して、どう国民生活や日本の政府の仕事に利用するかという観点を持つことが必要である。そのためのソフトウェアやアプリケーションをどんどん開発しなければいけない。これはこの有識者会議と若干関係ないかもしれないが、大切なことなので申し上げておきたい。

- これまでの会議で申し上げてきた点について、しっかりと反映をしていただいて、非常にまとまった中身にしていただいたことに感謝申し上げます。特に海外事業の展開支援等について、「モラルハザードを引き起こさないよう留意」「リスクテイクを可能とする支援とすべき」という記載がなされたことは、他の分野における政府の支援というものを考えていく上でも、非常に重要。

- シンクタンクについて、最後の一番重要な部分で「近い将来、機能の統合をすべきである。」とあるが、意味が判然としない。イメージとしては、機能は違うが、隣接領域であるから、統合を図るべきと理解していた。そもそも機能が同じであれば、逆にこの記載はどうなのかという印象があり、その機能の統合を図るといのはどういう意味なのか教えていただきたい。

今の案だと、「重複がある機能を今後統合していく」と読める。機能に被っている部分があるのかどうかを教えていただきたいが、「機能」という言葉を使わず、例えば、

「統合を図る」「検討する」等、他の表現が適切ではないか。

- 事前に幾つか意見を差し上げたものが反映されており、他の委員と同様、よくまとめていただいたと思っている。提言（案）そのものに関しては、これ以上の補正や修正は特にないが、産業界に長く従事してきたので、もう少し泥臭い話を参考情報としてお話ししたい。

官民協議会・シンクタンクについて。個人的に、知的財産と企業法務の半分と経済安全保障を担当していたが、一般的な企業では、法務は、会社のために法的リスクは絶対取らない場合が多いと聞く。それは一方では正しいが、これだけ汎用特許の数が多いと、法的リスクを一切取らなければ全てのビジネスを止めなければいけない。しかし、現実的にはそういうわけにはいかないため、取るべきリスクを取ってビジネスを推進するという役割を知的財産部門は会社の中で果たしている。一般的には日本の企業は法務の方が強い場合が多い。その場合に、国家公務員の機密保持義務は、非常に高い水準にあると思う。それ自体は非常に良いことだが、そうすると、企業の法務としては、技術者を出せないという議論になってくる。今回、「守秘義務の対象となる情報の範囲を明確に提示すべき」と提言（案）に記載いただいたのは、非常にありがたいが、その中には文書、口頭、ディスプレイされたものなどであり、頭に残ったものは、米国のレジデュアル (residual) 条項ではないが、その情報を公表するなどというのは非常に難しい。いずれにしてもNDAについてはサインするため、実際に協議会でNDAを作る際に、情報の範囲を決める時に、その情報技術の範囲だけではなく、どういった情報が機密扱いになるのか、是非明確にしていきたい。

- フィジカルAIについてかなり言及があるが、非常に重要である。今、日本の製造業を見てみると、コアコンピタンスが技術そのものというよりも、その品質、いわゆる信頼性、低遅延性、高耐久、小型軽量等が強みになっている会社が非常に多い。なぜそうになっているのかというと、基本技術自体は漏えいしてしまったことと、この水準でないと安売りに負けてしまうという面があるためである。それは何に支えられているかというと、いわゆる実装力。この実装力は様々なものがあるわけだが、例えば、物理現象と化学物質の高度のすり合わせ、それから、粘り強く再試行をして物質を少しずつでもいじって何とかものにする匠の技、これは暗黙知なわけだが、これをどうやって形式化していくか等、そういったことにコアコンピタンスが見られるような気がする。これは今後の防衛とか宇宙開発に非常に重要な部分で、設計はできても実装できないというようなものを解決できるのが、実は日本のエンジニアの良いところではないかなと個人的に思っている。小型軽量がなぜ優れているかというと、環境破壊は重量に比例するからである。太陽光発電をしたから環境に貢献できるのではなく、それをどうやってディスプレイするのかが、ディスプレイするとき、凄まじい環境破壊が起こる。日本の技術

は、例えば薄膜化して小型化している。開発コストは高いかもしれないが、そういった環境に負荷のかかる技術はやはり、今後は見直されていくと思っている。

そういう意味で、工場に赴くと、特に日本の工場は今恐らく東京近辺や関西圏近辺ではなくて地方、東北、四国、中国、九州辺りだと思うが、ここまで進んでいる工場は他の国であまり見たことがない。工場に行ってもほとんど人がいない、人は働いているが、ロボットが隣で動いている、そんな状況を持っている国はこの国ぐらいしかない。なぜかという、他の国は大体ブルーカラーとかホワイトカラーがはっきり分かれていて、工場で働く方々が、工場を良くしていこう、こういうふうにプログラムができないかと考える国は本当にこの国ぐらいしかない。強いて言うと、ベトナムの工場はそれなりに進んでいて、そういう機能を持っているところがある。

ただし、そういうフィジカルAIも重要だが、進展が非常に速い生成AIも重要であり、工場のコントロールだけでなく、例えば、研究開発、材料選択、仮説の策定、このビジネスのブルーオーシャンはどうだといった調査は、大体今は生成AIに対応させている。事業としては、物流調達、法務の契約書、知的財産にも従事していたが、特許の明細書も現在は、AIが作成してしまう。デザインも同じ状況にあり、自動車メーカーが今非常に困っていることは、AIで大量にデザインをされてしまい、なかなか意匠権が取りにくい問題が起きてきていることだと聞いている。フィジカルAIに少し焦点を当て過ぎだと、最初に提言(案)を拝見した際に感じたため、そういうコメントをさせていただく。「おわりに」のところに、「生成AIはもとより」と記載いただいたため、少し良くなったと思っているが、他の委員がおっしゃったように、ロシア、ウクライナの軍事戦略はほとんどAIが作成していると思う。米国、中国の方がもっと進んでいるはずであるため、生成AIの存在をもう少し大きく捉えても良いのではないか。サイバーセキュリティについては、攻撃と防護の双方に生成AIが使われている。攻撃する側もAIを使って弱点を探して攻撃をする。それを防御するためのソフトウェアについても、例えば、日本では一部の企業が必死で開発しているが、今後生成AIは非常に重要になってくると思う。そのため、もし時間があれば、そういった工場やサイバーセキュリティを担当している技術者の方々の今の状況を、事務局や政府の方々に聞いていただければと思う。

- サイバーセキュリティについて、あまり申し上げたくないが、昨今の報道で、国家公務員がスマホを紛失した、国の水準が低いといった記事を散見するようになった。ネガティブな記事だなどと思いながら拝見しているわけだが、やはり民間人が安心するような記載をしていただきたい。その辺りは、サイバーセキュリティ戦略について今回言及されているということで、安心感を出していただきありがたい。官公庁のデータに対する意識は、民間の電気、通信、自動車、重工等の大企業に比べればはるかに低いと感じる。ただ、中小企業やスタートアップは、厳格にサイバーセキュリティ対策を施していると今度は業務効率が落ちてしまい、経営に影響が出てしまうため、そこまでの水準に

達していない。中小企業やスタートアップと比べると、官公庁のほうがはるかに水準は高いと思うが、業務効率と、そのセキュリティ度合いの比較を検討していただき、もう少しセキュリティの度合いを上げて良いのではないか。日本においても一部の企業がそういうことを考えていて、解決策を出していらっしゃるため、その辺を検討していただきたい。

- これまで申し上げてきたことに取り組んでいただき感謝申し上げます。基本的に提言（案）に賛成したい。その上で、実効性のある運用という視点から少し述べさせていただきたい。

先日、サプライチェーン強靱化の供給確保計画の認定事業者である中小企業の方にお話をお伺いする機会があった。支援自体は大変感謝していて、計画をしっかりと遂行するために様々なことを実施しているところだが、一方で、一旦計画認定されると、関係者によるフォローアップやコミュニケーションの頻度が一気に減少する。また、中小企業の現在の課題は、何よりも人材確保にあり、大変苦勞している、さらに、発注先の加工業者が次々と廃業する中、様々な工夫をしながら発注先を確保しているが、中長期的には、現行の計画にとどまらずサプライチェーン全体で不断の対応を考えていかないといけないとおっしゃっていた。

法改正によって新しい分野がこれから出てくると思うが、これまでの運用の部分で、計画認定後に企業がどう目標を達成しているかについても、引き続きしっかりとフォローアップしていただきたい。提言（案）の中にも「不断の見直しを行っていく」と記載されているため、まさに施策の実効性が高まるように、特に中小企業やスタートアップの置かれている現状も踏まえて、引き続き取り組んでいただきたい。

- 提言（案）をまとめていただき、事務局の御尽力には改めて感謝申し上げます。経済安全保障政策に関するレビューについて、節目となる法制度の評価もさることながら、提言（案）において併せて先の政策を包括的に評価して述べていただいていることは、非常に重要。
- 経済界、産業界の負担や戸惑いの声をできるだけ軽減していただきたい。これまでも予見可能性を高めていただきたいとお願いをしてきた。これについては、例えば、サプライチェーンの強靱化のところの2（1）④「あわせて、」の段で、そのような記述を丁寧にしていただき、今後、実践につなげていただくとのことで、賛同する。
- 支援措置の焼け太りを歓迎するような立場にはないということを述べておきたい。具体的には、海外事業の展開支援について、その必要性は否定しない。資金効率の重視ということももちろん大事だが、そもそも措置の実効性について、不断のレビューをし

ていただき、既存措置との関係性も含めて適切に評価をしていただくことが重要。

- サプライチェーンの強靱化について、提言（案）には2（1）⑥のところで「今後、上記を踏まえた上で」と記載がある。これは、これまでサプライチェーンの強靱化と基幹インフラ役務の安定供給について、前者の方は特定重要物資の安定供給ということで、法律の建付けからスタートしていることを十分理解をしている。このように議論が展開していくと、単なるモノからシステムへ、あるいはサービスへという広がりの中で、何が経済安全保障にとって重要なのかという点が、今後の検討の大きな課題だと思っている。是非この点について、いろいろな財政制度の制約もあると思うが、しっかり取り組んでいただきたい。
- シンクタンクについて、先ほど他の委員から問題提起もあったが、「機能の統合」という点を修正するという事に賛同する。ただ、事前に申し上げたが、この文脈の中で、重要技術戦略研究所はもちろん重要な存在だと思うが、これがシンクタンクと平行して唐突に現れる印象がある。この文脈からすると、むしろ「シンクタンク「は」この重要技術戦略研究所「と」緊密に連携するのが重要である」という文章であるべきではないか。その後は、先ほど議論のあった「近い将来、統合をすべきである」としていただいたら良いと思う。
- データセキュリティについて。今後、具体的に守るべきデータについて検討が進められていくと思うが、今後とも事業者の声を聞きながら、慎重な検討をお願いしたい。
- 「おわりに」のところで、継続的なコミュニケーションを経済界・産業界と図っていただけることを記載していただいた。非常に重要な記述だが、是非地方の経済界、産業界の団体との関係性においても丁寧にこういったコミュニケーションを取っていただくことをお願いしたい。
- 提言（案）自体には賛同する。総論部分についても概ね良いと思う。総論のない提言骨子を拝見していた段階では、経済安全保障という「戦場」に放り出された企業が前面に立ち、国は後押しはするが、後景に退いていると読めなくもなかった。総論部分が追加されたことで、その懸念も払拭されたと思っている。例えば、「はじめに」の最初のパラグラフの「政府が責任を持って取り組むことは言うまでもなく」という記載や、7ページ（2）の手前のパラグラフのところで、「ルールに基づく自由で開かれた国際経済秩序の維持・強化に取り組む」という記載がある。もちろん、民間もこれらに関するお手伝いはするのだが、この点は主として政府の役割と考えている。
さらに、8ページの最後のところで、「政府がリスクに関する知見を共有する等、民

間事業者との継続的なコミュニケーションを促進する」と記載されている。安全保障だから当然ではあるが、総論部分に政府の役割が非常に重要と記載されていることで、経済安全保障が民間だけの取組でないことがよく分かるようになった。

- 他の委員の御発言を伺っていて触発されたことは、例えば、政府のリスクに関する知見を共有するという観点である。分野によっては、民間に知見が存在し、政府に共有するケースもあるかもしれないが、政府がリスクに関する知見を民間に共有する場合には、政府の国力の5要素の一つである「情報力」の強化が必要になってくると思う。この有識者会議の範疇ではないが、情報力の重要性を改めて認識した。
- 7ページに国際的なルールへの言及があるが、既存のルールを現状に合わせて変えていかないと、陳腐化する。このルール作りの点では、先ほど他の委員から、WTOを遵守するだけで果たして良いのだろうか、むしろ、それが足かせになるのではないかと、いった趣旨の御発言があった。まさに経済的威圧行為、あるいは経済の武器化が横行している世界においては、その対抗措置について、ルールを作り、少なくとも、正々堂々と対抗措置が打てるような環境を整えておく必要があるのではないか。この有識者会議の範疇を超えていると思うが、申し上げておく。
- データセキュリティについては、引き続き議論が行われていくものと思っているが、40ページの2(1)②のところに「安全保障上のリスクに応じた規律」という表現を入れていただいたことで、当然リスクが低いものは、ある程度自由に扱えるが、リスクが高いものは、この規律の対象になるというイメージが出ており、この表現は非常に重要と思っている。一律に規律するものではないという方向で、今後議論を深めていきたい。
- シンクタンクの一本化を当初から主張してきた者として、「機能の統合」とはどういう意味か疑問に思っていた。今回の改正で法律に根拠を置く新しいシンクタンクは、独法であるRIETIに設置する一方、民間のシンクタンクである重要技術戦略研究所(仮称)と「統合」と表現すると、独法のシンクタンクが民間のシンクタンクを吸収していくかのように読めてしまうため、「統合」や「一本化」という表現はふさわしくないという判断があるものと推察する。そこで出てきたのが「機能の統合」という表現であり、それを採用することについて了とした。そうしたところに、先ほど他の委員から、「機能の統合」ではなく、「統合」とすべきという点、更に主語はあくまでも法律に基づくシンクタンクであるべきという点について、私も同意する。
- 事務局においては、よく提言(案)をまとめていただいた。全体を見て、過不足なく記述できていると思う。ただ、こういう経済安全保障という概念が出てきたのは、地政

学的な環境が激変している中でのことであり、更に現状も極めて変わりつつあるという状況の中でこの提言(案)が出てきている。国際的な状況の変化に応じて、提言(案)の記載も変わっていくという理解で進めていただければと思う。それから、アカデミアも企業も当然、グローバルな環境の中で動いているため、国際的な関係の在り方も大きく変化している。例えば、昔はバイラテラルな環境の中で動いていれば良かったが、マルチラテラルな環境の中でどう適合していくのか理解する必要があり、国際ルールをどう尊重していくか、「ルールオブロー(法の支配)」を日本は守るのだという観点で、外交的な取組をしていくということは重要。

- シンクタンクの議論の中で重要なことは、人材である。人材も言ってみれば、最初から徐々に育成するよりは、今ある人材をどうリスクリングして、流動性を確保しながら、上手にリボルビングドアを作っていく、全体として大きく発展していくかを考えないと、もう間に合わないのではないかという気もしている。そのため、シンクタンクの議論をする中で、そういう人材を国際的な環境の中でどう育成するのかということが重要。例えば、シンクタンク同士の連携、国際的な連携、情報共有等、関係を上手に作っていくことが今後も重要。
- AIについて、我が国がどれだけ計算資源を確保して、その上でAIを回せるかという環境整備も極めて重要。計算資源というのは、ある意味でエネルギーの問題に極めて密接に関連している。そういう中で考えてみると、我が国にとって、エネルギーをどう確保するのかという視点も極めて経済安全保障の重要な要素になると思う。
- 他の委員からも御指摘があったが、スタートアップが重要になってきている。ベンチャーが大きく育っていく環境を作らないといけない。彼らが世界のどういうところから、どういう投資を呼び込みながら成長しているのか、どういう資本が入ってきているのかも、確認しながら動いていく環境も必要になってきているのではないか。
- 全体について、今ある技術の代替技術が何かを考えながら、開発をやっていかないといけない。今我々が考えていることも、世の中が変わってくれば、どういう対応をすべきなのか、別の対応も必要になってくると思う。そういうことが今後、運用の中で動いていけば良いと思っている。
- 今回の提言(案)の内容について、大変よく整理されていると思う。特に最近、具体的な経済的威圧、あるいは経済安全保障というものが国民一般にも少しずつ認知されている状況であり、今回の提言(案)は、そういう意味で意義のあるものと思う。

- サプライチェーン強靱化について、供給不可欠役務という記載をしていただき、具体的な措置の対象にしたことは大変意義がある。これを通じて、サプライチェーン強靱化が更に具体化していく、あるいは、実行可能なものとなっていくと感じる。そして、その過程の中で、複数の省庁が関わる分野についての配慮を非常に強調されている点も大変重要。各省庁が問題意識や知見の共有、あるいはそもそもの物資を共有することによって、連携して問題解決に取り組むということを強調されている点は良い。

ただ、これについて一つだけ今後の課題があるとすれば、今回は、物資は某省庁、それからサービス、役務の部分が某省庁と、ある意味、役割を分担していることを前提として記載いただいているが、幾つかの物資については、むしろ、様々な省庁が、相乗りしているという印象がある。そこにおいて、どこが問題解決の責任主体になっているか等の論点が出てくる。やはり経済安全保障という観点からは、これまでの知見や経験を持たれている経産省、また内閣府に強いイニシアチブを発揮していただく必要がある。

実はまだ指定されず残されている物資があるのではないかと。私の関係している分野でも、時々そういったような心配の声が聞こえてくる。今後も丁寧に検討を進めていただきたい。

- 「おわりに」で、大変重要な表現を使っていたと思う。「他の施策分野との交錯領域」という、交錯領域というのはどういう分野なのかとも考えるが、まさにこのことが、今後経済安全保障という政策を全体としてより総合化し、より体系化して、日本の基軸となる政策にしていくために、乗り越えていく非常に重要なポイントではないかと思っている。

これに関連して、今回、基幹インフラの分野に医療分野を位置付けていただいたことは大変良かったと思っている。理由としては、もちろん医療DXは医療分野として当然対象になるということだが、特定機能病院を対象にいただいたことも大きい。医療分野は大きなバックグラウンドを有し、非常に体系化されて緻密に構築された政策体系を持っている分野である。そういうところが経済安全保障政策との接点を持つということで、時には衝突や摩擦も生じ得る。しかし、そこに新しい反応が起こるかもしれない。病院の関係者が、特定機能病院を基幹インフラとして位置付けることについて、熱心に御議論いただいたのは非常に良いことだと思っている。交錯領域を全体としてより整合性の高いものにしていただくことが重要であると思うし、それが可視化されてきたことを大変評価したい。

- 提言(案)ではこれまでの議論を網羅していただいたとっており、内容に賛成する。新たな取組であるデータセキュリティについて感想を申し上げる。データセキュリティは、外国からの影響にいかに対応するかという問題であることから、提言(案)で言及していただいているとおり、防護措置を採ることは重要。

ただし、データ主権等、データの安全保障とは何かはまだ明確になっていないだけに、経済活動を阻害することなく、その重要データを守るために、何がそのデータをめぐるリスクであるかについて正しく見極めることが必要。技術の発展に伴い、リスクの在り方も短期的に変わることが予想されるため、リスクについて、産官学で共有して理解していくことが重要。諸外国との連携や制度の比較検討を行った上で、DFFTを具体的に展開するためのルール作りを先導することが、経済安全保障上の課題や方向性として重要ではないか。

- 全体的に、よくここまでまとめていただいたと思う。他方、経済安全保障推進法の枠の中でどこまでできるかというところに議論が及んでいる印象がある。特に、データセキュリティについては、昔から関心があるのだが、ゲノムデータ等がますます外に出ていく状況となっている。委託機関を通じて外に出て行き、データセットが充実してしまっている。それで何が行われたかという、AIにデータを全部取り込ませる、その水準が非常に上がってきていて、今、ボストンの薬品パイプラインの4割は中国からの輸入で、ますます依存度が高まっている。この状態になる前に手が打てなかったということで、ここには共通認識がある。

ただ、中国に頼まないで済むのかといえばそうはならない。これは競争力が全く違って、なんとかインドが出てきている程度で、自前での調達是非常に難しい。日本では、最小限CMOの対策はバイオの分野で実施しているが、AI創薬が主戦場になってきており、AIによる創薬環境がないと、薬ができない状態にある。これも日本にリソースがないため、海外にデータを出さなければいけない。薬もゲノムも外に出す必要がある。提言（案）でゲノムデータ、医療情報、金融情報と列挙しているが、データセキュリティを検討する際に、専門的に何をしなければいけないのか、何が一番リスクになるのか、何が問題なのかを特定しながら、それぞれ細かく解像度の高い議論をしないと、結論を出すのが難しいと思う。経済安全保障推進法の枠の中で、その検討ができるのか、進め方をよく検討していただきたい。

特定重要物資はモノであり、サプライチェーンやインフラは取扱いが容易だったと思うが、特にデータ、AIは本当に取扱いが難しい。他の委員が、AIに関して9割が防御だとおっしゃったように、AI付きドローンは、9割が防御用。この市場は大きくなっていて、ポーランド等はAIの水準が上がってきたようだが、そういうエコシステムの中で、何をしないといけないのか考える必要があり、かなり早いサイクルで回さないといけない。しかし、法律はそんなに早く成立しないため、分担して対応しないといけない。AIに関しては、そのためにガイドラインを大量に作っているが、やはり連携しながら対応していくことが必要。

AIで今一番私が気になった議論は、マルチAIエージェントが間もなく、かなり利用されていくようになる点。産業上非常に重要で、今選挙中だが、選挙の最後の一週間で何

かされるのではないかと心配している。AIエージェントが初めて大量に選挙で投入されてくる可能性があるのではないかとされており、AIエージェントはマルチになると大量になって、協調行動を起こし始める。二週間前に、マックス・プランク研究所が「偽りの民主主義を作る能力もある」と言っていた。そういう対策はまさしく経済安全保障の範囲内だが、この経済安全保障推進法の枠の中で本当に対応できるのかどうか、一度、冷静に考えたほうがいい気がする。

- 厳しい時間的な制約の中で、様々なコメントに真摯に御対応いただき感謝申し上げます。小野田大臣を始めとする事務局の皆様の御尽力に心より御礼申し上げます。前回の骨子案についても今回の提言（案）についても、事務局にお返ししたコメントに関しては、多くの部分を採用いただき、十分な御説明を頂いた。
- 本日机上有る提言（案）について賛成、支持したい。本提言（案）の役目は、政府に対して経済安全保障推進法の改正案の策定が迅速かつ適切に進行するよう、国際情勢の基本的な構造変化を背景として、現行制度の運用中に見いだされた課題を示し、日本の経済安全保障向上に向けて必要な見直しや新たな制度の創設に向けて、有識者会合の見解を提示することであった。現行の提言（案）はその役目を十分に果たすだけでなく、広く国民に向けて本会議の意義を示したものとなっている。事実とそれに基づいた価値判断としての提言が分かりやすく書かれており、誰が読んでも経済安全保障推進法制定時からの法の運用や課題、国際情勢の激変を踏まえた本会議の提言（案）の内容が分かるものとなっている。また、詳細な注記があり、事実の確認が容易であるという点が、単なる提言書を超えた意義をもたらしている。経済安全保障推進法の三年見直しを超えて、日本の経済安全保障法制がどのような進展を果たしたのか、後の人々が検証する上でも必要な、貴重な資料が作られたと思う。改めて、関係者全ての方々にお礼を申し上げたい。

(4) 事務局からの回答

- 委員から、安定供給確保に支障が生ずるおそれ、あるいは、官民協議会のところで、独占禁止法との整理について御指摘を頂いた。これについては、我々と経済産業省・公正取引委員会についても、そのような御意見をこれまでも企業の方から頂いて、既に一定の対応はしてきている。資料の43ページの注で、これまでの取組として、事例集を公表していると記載がある。

ただ、今後の対応については、この事例集を踏まえて、民間事業者等が今後どのように認識されるか、これからどういった声が上がってくるか次第で、御指摘の海外展開の関係も含めて、引き続き、検討していく。

- 委員から御意見のあったシンクタンクの統合の部分について、重要技術戦略研究所については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の5年間の委託事業だと聞いている。一般財団法人として設立後、公益法人化を予定していて、いわゆる民間の機関として継続していく。一方、経済安全保障推進法に根拠を置くシンクタンクは法律上の機関として、独法の一部として行われる。独法といゆる民間の公益法人が二つの機関として「統合する」というのは、組織として統合して一本化するというよりも、二つのシンクタンクで似たような研究をする等の重複を可能な限り排除する。その上で、総合的なシンクタンクを一つの核としながら、重要技術戦略研究所とも可能な限り連携していく。ただ連携するだけでは足りないため、可能な限り重複するような機能については、しっかり業務分担をする、といった形で統合するのが良いのではないかという趣旨で書かせていただいた。

業務分担について、例えば学位授与機能も含めた人材の育成を行う、これはアカデミアを念頭に置いているが、アカデミアと関わりが深い機関としての重要技術戦略研究所（仮称）という位置付けがある。今後、独法に置かれた経済安全保障のシンクタンクができたとして、その後、そのシンクタンクが様々な民間のシンクタンクとも連携をしていく。その連携の中で、「機能の統合」という表現が良いかは別として、例えば人材育成、学位の授与等は、独法自体で行うことはなかなか難しいため、重要技術戦略研究所（仮称）とも一緒に連携していくと考えていて、それが「機能の統合」という表現になっていたところ。一方で、先ほどの委員の御指摘を受けて、「機能」を削除し、「統合すべきである」と修正する。

- 委員から、レアアースを例に、同盟国・同志国と連携する必要性があるのではないかと御指摘を頂いた。実は、委員が御指摘されたことを踏まえて、我々も重要な部分があると認識しており、14ページ後半の下の方に、「①措置の必要性」で、「サプライチェーン強靱化制度は、民間事業者による特定重要物資の安定供給確保のための取組を支援するための制度であるが、民間事業者を取組を任せて国が受け身となることがあってはならない」と記載がある。その下の「②安定供給確保の関係者」に、「サプライチェーン上のその他の事業者」と記載があり、その記載には当然、供給を行う事業者だけでなく、供給を受ける事業者を含意していると考えている。16ページ「関係者相互の連携・協力の必要性」の1行目後半に「特定重要物資等の供給事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者」と記載がある。こういった事業者が我が国のサプライチェーンを構成していく非常に重要な関係者として、相互に連携し努めるものと法律上明記すべきと考えていて、この記載に、委員がおっしゃったことが含まれていると考える。
- ビジネスの実態に即して、御意見を頂くということで、どうしても我々公務員の立場

からすると見えない部分をお話いただいております、非常にありがたい。今日は一区切りになると思うので改めてお礼を申し上げます。

- 委員から御意見のあった生成AIの重要性について、前提として、フィジカルAIについて申し上げた上で、この二つの関係・バランスが重要。このバランスを変えていくところについて、御意見を頂き、事務局で検討した上、先ほど御指摘いただいたとおり生成AIを追記している。委員の問題意識は我々の方にも伝わっており、これから経済安全保障施策の全体を検討していくに当たり、認識を新たにしている。
 - 地方の経済界とのコミュニケーションについて、非常に重要だと認識している。東京で議論することが多いが、基幹インフラ事業者、その他施策の支援措置、規制措置について、東京以外の地域の事業者の方々も対象になっている。そして何より経済安全保障という意識を国民にしっかりと認識していただくと思えば、東京だけで良いという話ではないのは当然で、本点は非常に重要な御指摘だと思っている。
 - 先ほど他の委員からも御指摘があったが、国際間のルール作りについて御指摘があった。まさに国際社会が大きく変わってきている状況の中で、どのように対応していくのか、これは経済安全保障の部局だけでなく、国家安全保障戦略全体ということになってくるかもしれないが、次の時代を考えていくという上においては、非常に重要な指摘だと改めて認識した。
 - 重要な物資の指定について引き続き検討が必要ではないかと御意見があった。また、データセキュリティについて、そして、経済安全保障推進法の枠の外も含めて、非常に早いサイクルでいろいろ考えていかなければいけないと御指摘があった。経済安全保障の分野は、状況がどんどん変わっていき、それにどう対応するのかというのは、非常に悩ましく、難しい分野である。委員から今回頂いた御指摘、取りまとめていただいた提言を踏まえて、更に次の対応を考えていかないといけないと認識を新たにした。
- (5) 官民技術協力に関する検討会合（令和7年10月29日、12月26日）の結果について（委員より報告）
- 昨年10月と12月に、それぞれ第5回、第6回となる「官民技術協力に関する検討会合」を開催した。
 - 昨年の検討会合では、経済安全保障上の重要技術領域・研究セキュリティの手順書・技術流出防止策等について議論を行い、委員の皆様から御意見を頂いた。議論の概要については、お手元の「議事のポイント」のとおりだが、幾つか御紹介する。
 - まず、経済安全保障上の重要技術領域の策定に関しては、重要技術領域の必要性や考

え方等について事務局から説明があり、これに対して経済安全保障上の重要技術領域を策定することは重要である。ただし、個別の技術まで詳細に開示することはすべきではないといった御意見があった。

- 検討会合での議論を踏まえて、「経済安全保障上の重要技術領域に関する提言」を取りまとめた上で、先ほど御議論のあった「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」の別紙として位置付けることを提案させていただく。
- 次に、本有識者会議が令和6年に取りまとめた、技術流出防止策に関する提言で盛り込んだ研究セキュリティに関して、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局から「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の策定状況や内容について報告があり、議論を行った。
- 検討会合では、研究セキュリティの取組の前進を評価する発言とともに、その実行に当たっては、資金配分機関が人的なリソース、システム整備等、横断的なリスクマネジメントの充実、徹底を図るべきといった御意見があった。
- こうした御意見も踏まえ、内閣府では、令和7年度補正予算事業において「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止の推進」事業を計上し、手順書に基づく、資金配分機関のリスクマネジメント体制の充実を図ることとしたと聞いている。
- 当該事業の実施を通じ、資金配分機関の実態に応じた研究セキュリティの確保に向けた体制整備について、十分な期間を取って検討し、推進していただきたい。

(6) 事務局説明（第5・6回官民技術協力に関する検討会合の報告等）

資料1-3に沿って説明

(7) 自由討議（第5・6回官民技術協力に関する検討会合の報告等）

- 「「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」等を踏まえた追加的対応」の資料における知的財産権の提供等の事前相談について、期間が契約期間中及び契約終了後3年間に限られている。知的財産権を移転するということは、3年経てば重要技術領域の知的財産を海外に売却可能ということになり、その後の扱いに少し不安を感じるが、この点どのように考えられているのか御説明いただきたい。
- 通常のバイ・ドールとは、少し水準が違うと思うので、その点是非考えていただきたい。共同開発など、どこかと一緒に何か対応をしたほうがいいが、会議前半で御説明のあった海外事業の支援などは、そういう方向に持っていくのは、全く問題はないが、単純に売られてしまうと、そういった事業を全部差し止められかねないので、そこはケアしていただければと思う。

(8) 事務局からの回答

- 今回については、共同研究等も含めて、何か行う際に、担当省庁に御連絡を頂くもの。契約終了後3年が経過した後も、日本版バイ・ドール制度等、これまでの制度は引き続き適用されるため、知的財産権の扱いが自由になるということではない。

(9) 泉室長閉会挨拶

- ・ 委員の皆様へ感謝申し上げます。今日の御議論を踏まえて、提言（案）を少し修正させていただきたい。いずれにしても、いただいた御提言を踏まえて、まずは政府内で法制に向けた作業を加速させて、しっかり対応していきたい。
- ・ その上で、本日、委員から幾つか御指摘を頂いた。例えば、3年前に経済安全保障推進法が成立し、それを契機として、様々な施策が始まっているが、例えば、他の分野と経済安全保障の交錯領域について、また、いわゆる経済安全保障推進法が当時念頭に置いていた範疇の外にある領域をどう処理していくのかという御指摘を頂いた。当時、経済安全保障とは、伝統的な安全保障の裾野が経済にまで広がっているため、経済安全保障が必要だと議論をしたが、現在は経済安全保障そのものがまさにその裾野を広げている、そのもの自体が変化を続けているのではないかと御指摘を頂いた。
- ・ これに関しては、制定当初から御指導いただいていた委員の皆様だからこそ、御指摘を頂くことができるものだと思っている。今回の御提言を踏まえて、立法化の作業は加速していきたいが、別途議論をして施策を形成していき、そして適切に執行していくため、引き続き御指導を頂きたい。今回、非常に重い宿題を頂いたと認識している。